

令和2年度第2回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

1 日 時 令和2年10月21日（水）午後2時～午後3時30分

2 場 所 埼玉県庁第三庁舎講堂

3 出席者 59市町村国保主管課長、国保連事務局長、埼玉県

4 あいさつ

5 議事

(1) 埼玉県国民健康保険運営方針の案について

<埼玉県>

- ・ 資料1に基づき、埼玉県国民健康保険運営方針の案について説明。
- ・ 昨年度、財政運営WGをはじめ各WGで検討し原案を取りまとめ、その原案を、今年度6月11日と7月16日の2回に渡り、県の国保運営協議会で審議いただき、第2期の国民健康保険運営方針案として取りまとめた。
- ・ この運営方針案について、8月から9月にかけて1か月の期間を設け、国保法に定められた手続である市町村意見照会、県民コメント制度に基づく意見募集を実施した。
- ・ 県民コメントについては、24の個人、7つの団体から合計113件の意見が、市町村意見照会では、15市町村から28件の意見があった。
- ・ このうち、市町村からの主な意見としては、令和8年度までの赤字解消を求めているが、それが困難な場合は市町村の実態を踏まえた設定とすべきという例外規定を追加してほしいとの意見があった。
- ・ 今回、赤字解消の目標年度を設定したのは、次期運営方針で目標年次を定め段階的に目指すこととした保険税水準の統一の必要条件であるため。
- ・ 保険税水準の統一については市長会、町村会からも要望を受けており、また、今回の意見照会においても反対の意見はなかった。
- ・ また、昨年度から、運営推進会議やWGで議論・検討した結果、保険税水準の統一を着実に進めていくこととし、そのためには目標年次を定めて取り組んでいくことが必要だという結論を得ているところ。
- ・ まずは、第2期の運営方針では例外規定を盛り込まず、令和8年度を目標に取り組みを進めていくことが必要と考えている。
- ・ なお、このたびの例外規定を設けてほしいとの意見を受け、10月9日に開催した財政運営WGでも改めて議論した結果、事務局案に概ね同意をいただいた。
- ・ ただし、「例外規定を設けてほしい」と意見を提出した市町村にも配慮すべきという意見も頂戴しており、これについては県としても、個別の市町村の赤字削減の進捗を注視し、助言等、丁寧にフォローさせていただきたい。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響で今後財政悪化の可能性があるなど、削減努力だけでは如何ともしがたい事態が生じることも想定され、その場合には赤字削減の状況を注視しながら、第3期・第4期の運営方針策定の際に市町村の皆様とも協議のうえ、対応を検討していきたいと考えている。
- ・ その他市町村意見を踏まえ、運営方針案を3か所修正した。

- ・ 賦課限度額の項目について、文章の「遅くとも」を削除した。賦課限度額の前の項目である賦課方式の項目にも同様の文章があり、それと揃えるため「遅くとも」という文言を削除したもの。
- ・ 特定健診受診率の向上の④目標達成に向けた取組の項目の診療情報提供事業の箇所について、従前の枠組みや市町村独自の取組など多様な診療情報提供事業の形を包含する表現として、2本立ての記載になっていたのを1つにまとめた上で「診療情報提供事業の推進」と記載した。
- ・ 糖尿病重症化予防の④目標達成に向けた取組の項目について、「効果を上げている市町村の取組の情報共有」という一文を加えた。
- ・ 今後、運営方針案に対する意見と修正案を、10月23日に開催する県の国保運営協議会に報告し、審議をいただくこととしている。その後、国保運営協議会の答申をいただき、次期運営方針について知事の決裁を受けて、11月中の策定を予定している。

(2) ワーキンググループの進捗状況について

① 保健事業ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料2-1に基づき、保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 10月19日に第2回の会議を開催した。
- ・ 埼玉県国民健康保険運営方針の見直しについては、主に医療費適正化関係について検討している。
- ・ 保健事業の統一に向けた検討についてインセンティブの考え方やどこまでを統一基準に盛り込むか他県の事例を参考に検討している。
- ・ 取り組むべきテーマとして特定健康診査等の集合契約について検討していくこととした。各市町村の健診項目について調査し、現状を把握するための基礎資料として今年度中に取りまとめる予定である。
- ・ 県繰入金の交付基準のうち保健事業の評価部分について、より市町村のインセンティブに繋がるようワーキングメンバーの意見を聴き反映する予定である。

① 財政運営ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料2-2に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 8月25日に第2回、10月9日に第3回の会議を開催した。
- ・ 今後については、11月16日に来年度納付金等の秋の試算結果などを報告するため第4回の財政運営ワーキングを開催予定であり、その後も例年どおり1月と3月にそれぞれ開催することを予定している。
- ・ 検討状況について、前回の書面開催資料から更新したものは、1の納付金等の算定ルール、2の保険税水準の統一のうち一番下の激変緩和措置の部分、3の第2期国保運営方針に関するもののうち、2番目と3番目の項目である。
- ・ 納付金等の算定ルールについて、来年度納付金等の算定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、診療費、被保険者数、令和2年中の所得をどう推計してい

くかということが課題であり、これを財政運営ワーキングにて協議を行った。

- ・ 診療費推計については、昨年度と同様に国が示す複数の方法でそれぞれ推計を行い、そのうち妥当と考えられる推計方法を採用する。ただし、4月診療分以降は感染症の影響で診療費が大きく増減していることから、これを推計の基礎に含めないで、なるべく平時と同程度を想定した診療費推計を行いたいと考えている。
- ・ 被保険者数等の推計については、国が基本として示す方法に、団塊世代の年齢区分移行を反映するための補正を行う、これまでのどおりの方法により推計する。
- ・ 標準保険税率のうちの所得割税率を算出するための被保険者一人当たり所得の推計については、昨年度までと同様に過去の実績値を用いて推計される所得金額により、納付金及び標準保険税率を算定する。
- ・ 令和元年度納付金の過多の調整について、令和元年度納付金の不足は、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、令和3年度納付金では精算せず、令和2年度納付金の過多と合算して令和4年度納付金で精算する。
- ・ 保険者努力支援交付金（予防・健康づくり支援）事業費連動分については、交付年度の納付金の過多の計算にその全額を反映させることで、翌々年度の普通交付金の財源とする。
- ・ 激変緩和措置については、令和3～5年度の各年度の納付金算定において、一人当たり納付金の対前年度比が最も大きい市町村の値から自然増の割合を控除した値について、激変緩和措置終了までの残り年数で累乗根したものを δ とする。

【質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 要望として被保険者数の推計について埼玉県全体の誤差についてだけでなく、市町村ごとの誤差についても注視していただきたい。また、前期高齢者交付金の関係で、国が年度間の変動が大きいため注意が必要と言っていることから、埼玉県においても十分に検証を行い分析の結果を市町村に公表いただくようお願いしたい。
- ・ 令和元年度納付金の過多について令和4年度納付金で精算することだが、これはどういった手法で行うのか、また他県でこのような取扱いをするところはあるのか。

<埼玉県>

- ・ 令和元年度については収支不足が生じているが、療養給付費等負担金が過大に交付されていることから形式収支は保たれている。また、令和2年度は普通交付金の執行が下回っているため納付金としては剰余が発生する可能性がある。返還金等を反映した令和元年度納付金の不足額を、令和2年度に生じた納付金の余剰が上回れば、合算額を令和4年度まで繰り越すことを想定している。他県については納付金の過多の状況が様々であるが、不足については基金で穴埋めを行い、余剰については全額翌々年で精算、または一部を留保して精算を行っているところが多い印象である。

<市町村>

- ・ 令和元年度の不足について、影響額が大きくないのであれば通常どおり精算を行う方法も考えられるのではないかと。仮に、令和2年度もマイナスとなれば、激変緩和の対象を少なくしていくという対応の中で、1年先送りにした分も加わり、急激に納付金上がる市町村が出てくるとも懸念されること。

<埼玉県>

- ・ 令和元年度の不足については、そのような意見が多いのであれば令和3年度納付金で精算も考える。県としては、金額の大小という観点からでなく、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、また令和2年度の納付金において余剰が発生する可能性がある中で令和3年度以降の納付金額が可能な限り平坦になるよう財政運営ワーキングで協議したところ。

<市町村>

- ・ 一年先送りにすることは制度上、認められているのか

<埼玉県>

- ・ 国のガイドラインにおいて納付金の過多は翌々年度以降に精算することとされていることから、違反しているとは考えていない。

<市町村>

- ・ 令和2年度の納付金が余る可能性がある中で、令和3年度の納付金が増加するのは避けたいところ。急激な納付金の増加とらないようしていただきたく、県の案に賛同する。

<市町村>

- ・ 要望として、国保財政を運営していく中で毎年度様々な精算があるが、今後も仕組み等を含め十分に説明いただきたい。また、保健事業ワーキングの中で特定健康診査等の集合契約について検討を行っていくと説明があったが、これについては多くの市町村が望んでいることなので前向きに検討いただきたい。

<埼玉県>

- ・ 集合契約については、行政サイドだけでは進められない難しい問題ではあるが、保険税水準の統一の中で、保健事業の統一がどの程度できるかは重大な課題であると認識しており、現状をリサーチしながら今後検討していきたいと考えているのでご協力お願いしたい。